平成 29 年度新潟県消費生活審議会及び
新潟県消費者教育推進地域協議会

会　議　概　要

日　時：平成 30 年３月 19 日（月）
13 時 30 分から 15 時 30 分
場　所：新潟県自治会館　別館 901 会議室

出席委員　遠藤委員　高木委員　高橋委員　橋長委員　佐藤(照)委員
平山委員　長谷川委員　伊藤委員　岩崎委員
上野委員　濱中委員　荒木代理委員
（うち、審議会委員９名）

事 務 局　丸山県民生活・環境部長　田中消費者行政課長
相澤県消費生活センター所長　白沢消費者行政課課長補佐
中村副参事(消費者行政課企画係長)

傍聴希望　なし

１　開　会
２　あいさつ（丸山県民生活・環境部長）
３　定足数の報告及び委員紹介
４　議事
(1) 新潟県消費生活審議会「傍聴要領」改正について
傍聴要領の改正について配付資料１により説明し、改正することが了承された。
５　報告
(1) 新潟県総合計画「にいがた未来創造プラン」における消費者行政の推進について
(2) 消費生活相談の状況について
(3) 消費者行政施策の実施状況及び平成 30 年度の取組方針について
会長より、事務局に対し資料説明の指示があり、事務局より配布資料２から資料４の３について一括説明した後、意見交換を行った。（以下、意見交換の概要）

発言者	発　言　要　旨
委員	成年年齢引き下げに伴う県の消費者行政としての新しい取組について、及び弁護士会等の消費者教育を行っている様々な主体との連携状況、そこに県は主導的な関わりをしているのか。また、小中高校生はデジタルコンテンツに関する相談が多いとのことだが、情報機器に関する生徒指導はどのように行っているのか。
事務局	高校生のための消費生活講座は、対象を高校３年生から１，２年生まで広げてよ

	り早い段階での知識の習得に努めている。また、今年度は学生・新社会人向けにひとり立ち応援ブックを作成し、大学・専門学校での出前講座で活用している。 なお、これまでも弁護士会等の様々な消費者教育を行っている団体とも講座案内を同封するなどの連携は図ってきたが、更に情報共有や意見交換などを行い消費者教育の充実・強化に向けた取組を県主導で行っていきたい。
委員	高校では、生徒にパソコン操作とは別に情報モラルについて指導している。また、ＰＴＡと連携し、外部講師による情報モラルに関する講演会を実施するなど、家庭においても話ができるよう取り組んでいる。
委員	保護者に専門家の話を聞いてもらい、情報機器に対する正しい知識を身につけてもらうとともに、生徒には中学生が巻き込まれたトラブル事例をもとにリスクに関する話をしてもらっている。
委員	小学校でもインターネットやスマホを介したトラブルが４年生くらいから出てきており、それらを使うことの危険性や情報モラルについて、親子学習会を実施している。
委員	平成３０年度の消費者行政関連予算が大幅に減額されているが、必要な事業を実施できるのか。
事務局	国の予算措置の影響を受け予算額がかなり減っているが、自主財源の確保を含め、事業内容、実施方法等を精査しながら必要な事業は実施していく。あわせて、引き続き国へは支援制度の継続を要望していきたい。
委員	判断不十分者からの相談の集計方法と対応手順について聞かせて欲しい。もう一点、学校における情報モラル教育は進んでいるとのことだが、あわせて消費者トラブルといったもう少し視野を広げた教育もＰＴＡ等との連携の中で行えるとよいのではないか。最後に高校生向けの消費生活講座の実施率の達成目標について、設定の考え方を教えて欲しい。
事務局	判断不十分者については本人又は近親者のものを集計している。
委員	高校では、県を８ブロックに分け地区のＰＴＡ研修会を開催している。そういった場の活用も可能と考える。
事務局	講座の実施率については、カリキュラムの都合上、実施が難しい学校もあるようなので、授業の他に消費生活上で必要な知識を習得する機会として、「高校生のための消費生活講座」を現在の高水準を維持しながら、更に実施校を増加させるということで設定した。
委員	「食から持続可能な社会の形成を考える学習会」は広く県民に広報すべき。あと一点、消費生活サポーター養成講座の詳細を聞かせて欲しい。
委員	県の委託事業で平成１６年度からサポーター養成講座を実施しており、現在県内に２３６人いる。１０日間の講座を受講してもらい、講座の内容は消費生活問題の一流講師による講演や啓発講座の組立て方、実施方法の学習など。 サポーターとしての活動の中心は６０代，７０代の団塊の世代で、新潟、長岡に多

	いが、県内に広く配置したいとの思いから、各地域で養成講座を実施している。また、養成のみならずフォローアップも行うことでサポーターの資質向上を図っている。
会長	消費生活サポーターが活動する上での立ち位置を聞きたい。指導的立場になるのか、それとも実働か、その両方か。
委員	指導的と言うより、サポーター同士が研鑽し合い、それぞれの地域の実情に応じた見守りや寸劇を交えての啓発活動を行っている。
委員	利殖商法の説明の中で、今年度の特徴として仮想通貨の話が出たが、仮想通貨に関する被害の割合や相談事例等教えて欲しい。
事務局	利殖商法に関する相談は若干増えているが、仮想通貨に関する相談は県内では非常に少なく、「この仮想通貨は大丈夫か。」といった初歩的な相談が若干あった程度。
会長	弁護士の立場から、心配な相談事例等紹介いただきたい。
委員	最近、多重債務や破産の相談が増えているのは実感としてある。日弁連でも問題意識を持っており、銀行カードローンの負債を抱えて返せなくなっている人が増加する中、相談や実態調査、対応についての検討を行っている。また、出会い系サイトや情報商材についても、遅ればせながら新潟でも出会い系サイト被害対策弁護団が立ち上がり、各センターに窓口を案内した。
委員	小中高校生の相談件数は本人からのものか、保護者からか。 相談件数が減っているのは、水面下のことを考えると全面的に信頼できる数字なのか。
事務局	小中高校生からの相談は、ほぼ保護者からの相談だが、高校生は本人の場合もある。 相談件数として表れる数字は消費生活センターに寄せられた情報の数ということになるが、以前行った県民アンケートによると、センターの認知度やトラブルに遭ったときにセンターに相談をした人の割合は非常に低い。よって、トラブルに遭ったごく一部の人だけがセンターに相談している実態かも知れないが、寄せられた相談は日本全国で共有され、消費者施策に活かされていることを理解いただくとともに、このことは今後も啓発していきたい。
委員	消費生活センターへの相談件数はその時々の社会情勢、報道などの影響を受けると思われるので、消費生活相談件数が増えることはあまり好ましくないのではないか。また、相談を受ける中での感想としては、消費者トラブルは加害者、被害者ともに年齢が若くなっているように思う。改めて、教育の重要性を感じた。